

貸 渡 約 款

令和1年10月1日

第1章 総 則

第1条(約款の適用) 北央三菱自動車販売株式会社（以下「当社」といいます。）は、この約款の定めるとおり、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人（以下「借受人」といいます。）に貸し渡すものとします。なお、この約款に定められた事項については、第41条の補則、法令又は一般の慣習によるものとします。
2 当社は、この約款及び前項の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に定めることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予 約

第2条(予約の申込み) 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等と同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。

2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、第36条第1項に基づき代理貸渡を行う場合同項の規定による代理貸渡を受けた車両を代車として貸し渡す場合を含みます。）を除き、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条(予約の変更) 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならぬものとします。

第4条(予約の取消し等) 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きを着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消料金を当社に支払ふものとします。当社は、この予約取消料金の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4 当社の都合により、予約が取り消されたときは、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するとともに別に定めるところにより予約取消手数料を借受人に支払ふものとします。
5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のすべり等の責任により事由より貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第5条(代替レンタカー) 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約に異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。

2 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。

3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱ひ、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

5 前2項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由による時には第4条第5項の予約の取消しとして取り扱ひ、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第6条(免責) 当社は貸借借受人は、予約が取り消された、又は貸渡契約の締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条(予約業務の代行) 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において、予約の申込みを行うことができます。
2 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第3章 貸 渡

第8条(貸渡契約の締結) 借受人は第2条第1項で定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等より貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができないレンタカーがある場合又は借受人若しくは運転者の第9条第1項又は第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。

2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社（第1条第1項）に定める貸渡料金を支払ふものとします。
3 当社は監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡額（貸渡額表）及び第14条第1項の規定する貸渡額に運転者の氏名、住所、運転免許の取得及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を請求することができます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。
（注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自第第138号平成27年6月13日）の22(1)ロ及び(1)ロの二をいいます。
（注2）運転免許証の写しとは、道路交通法第92条に規定する運転免許証の写しに関する「第92条別表第1式」第41書の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する「国際運転免許証又は外国運転免許証」は、運転免許証に類します。
4 当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをすることができるとともに、
（1）当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。
（2）当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し、クレジットカード、又は現金、又はその他の支払方法を指定することができますものとします。

第9条(貸渡契約の締結の拒絶) 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断するときは、貸渡契約を締結できないものとします。
（1）貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
（2）酒気を帯びていると認められるとき。
（3）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒状態等呈していると認められるとき。
（4）チャイルドシートなどいにもかかわらず 6 才未満の幼児を乗せるとき。
（5）暴力若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができますものとします。
（1）予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
（2）過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払、を滞留した事実があるとき。
（3）過去の貸渡しにおいて、第17条各号に根拠する行為があったとき。
（4）過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる行為があったとき。

（5）過去の貸渡しにおいて、貸渡料款又は保険料返還請求により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
（6）当宅との取引に際し、当宅の従業員若しその他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要するときは、又は暴力的行為若しくは言動を行ったとき。

（7）風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。

（8）別に明示する条件を満たしていないとき。

3 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消料金の支払、を受けていたときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条(貸渡契約の成立等) 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金を貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2 前項の貸し渡しは、第2条第1項の借受開始時刻に、同時に明示された借受場所で行われるものとします。

第11条(貸渡料金) 貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものと、当社はそれぞれの額又は計算根拠を第11条に明示します。
（1）基本料金
（2）オプション料金（特装品料金）
（3）乗換料金
（4）燃料代又は充電代
（5）配付取付料金
（6）その他の料金
2 基本料金は、レンタカーの貸渡しし時にあって、当社が北海道運輸局 運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。
3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い方の貸渡料金によるものとします。
4 貸渡料金については、細則で定めるものとします。

第12条(借受条件の変更) 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条(点検整備等及び貸渡し) 当社は、道路運送車両法第4条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しレンタカーを貸渡しするものとします。
2 当社は、第36条第1項の規定に基づく（定期点検）を受けているレンタカーを含め、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
3 借受人又は運転者は、第2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によりレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることをレンタカーの引渡時確認し認めるものとします。
4 当社は、前項の確認によりレンタカーに整備不良が見えられた場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第14条(貸渡証の交付、携帯等) 当社は、レンタカーを引き渡したときは、北海道運輸局 運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項より交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
4 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使 用

第15条(管理責任) 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けた日から当社に返還するまでの期間（以下使用中）といいます。）善良な管理者の注意義務を充てんくべき義務を負うものとします。

第16条(日常点検整備) 借受人又は運転者は、使用したレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要に応じて整備を受けなければならないものとします。

第17条(禁止行為) 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

（1）当社の承諾を得ずに道路運送法に基づき許可等を受けるとな（レンタカーを自動車運転事業又はこれに類する目的に使用すること。
（2）レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転すること。
（3）レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
（4）レンタカーの自動車登録番号や標記又は車両番号を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改裝する等その形状を変更すること。
（5）当社の承諾を得ることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

但し法令又は行政法規に違反してレンタカーを使用すること。
（6）当社の承諾を受けるとな（レンタカーについて、損害賠償に加入すること。
（7）レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
（8）電気自動車又は充電の不適切な取扱により、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
（9）その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第18条(違法駐車の場合の措置等) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに間に道路交通法に定める道路交通法第11条の規定により、借受人又は運転者は道路交通法第11条の地域を管轄する警察署長に出現して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金をを納付し、及び当該駐車に伴いレンタカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の報告を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社が指示する時までに取り扱、警察署長に出現して違反を処理するよう指示するものと、借受人又は運転者はこれに従うものとします。当社は、レンタカーが警察署より移動された場合には、当社の判断により、自レンタカーを警察署から引き取る場合があるものとします。
3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反の状況や道路交通法第11条を通知書又は納付書、徴収書等により確認するとし、処理していない 場合には、処理されるときまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反した事実及び警察署等に出席し、当該違法駐車行為をした者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自署するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4 当社は、当社が必要と認めた場合は警察署に対して自己署名及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反の事件追及及び賠償の協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める声明書及び借受人若しくは貸渡証を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとします。
5 借受人又は運転者は、前項の指示を受けたときは、当社は道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反問題費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反問題費用を支払うものとします。
（1）放置違反金全額
（2）当社が別に定める駐車違反金
（3）探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
6 第1項の規定により借受人又は運転者から違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者は、第2項に基づく違反を処理するまでの当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨が当社の求めにないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反金納付命令で定るとするものと、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める駐車違反金を支払うことを拒否するものとします。

7 借受人又は運転者が、第5項において請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は請求を拒否したことにより、放置違反金納付命令が取り消された、又は当該駐車違反の追及を受けるときは、当該請求に支払、を受けた駐車違反問題費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。
（1）放置違反金 1 名につき 無制限
（2）対物賠償 1 事故につき 無制限（免責金額 5 万円）
（3）車両賠償 1 事故につき 時価額（免責金額 5 万円）
（4）人身賠償補償 1 名につき 程度より 3,000 万円程度（乗車定員まで）
（5）賠償約款又は借債側の免責事項に該当する場合には、第1項で定める保険金又は補償金は支払われません。
3 保険金又は補償金が支払われない損害及び請求1 万円の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者はの負担とします。ただし、盗難損失に対するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき盗難損失と指定された災害（以下「盗難災害」といいます。）による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該盗難災害に指定された地域において滅失し、且損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るものである場合には、その損害の発生につき借

第5章 返 還

第19条(返還責任) 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2 借受人又は運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力によるものにレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従ふものとします。
4 借受人又は運転者がレンタカーを借受期間満了時までに当社に返還出来ない場合には次の式で計算する返却料金を支払ふものとす。
返却料＝超時時間数×第8条第1項より定める超時料金単価
第20条(返還場所の確保等) 借受人又は運転者は、当社が示すのところにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用により摩耗した箇所があること、電気自動車の電池の消耗があること等を除き、戻し時の状態での返還するものとします。
2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものと、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第21条(借受期間変更時の貸渡料金) 借受人又は運転者は、第12条第1項より借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払ふものとします。

第22条(借受期間の変更) 借受人又は運転者は、第12条第1項より所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる運送の費用を負担するものとします。

2 借受人又は運転者は、第12条第1項より当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次の定める返還場所の変更による必要となる送戻のための費用×300%。

第23条(不返還になった場合の措置) 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないときは、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認めるときは、刑事手続を行う等の法的措置をとるものとします。
2 当社は、前項に該当することになったときは、レンタカーの所在を確保するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者の同意を得る旨の書面（中置留信システム）の作成等を含む必要な措置をとるものとします。
3 第1項に該当することになった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用等一切の費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第24条(故障発見時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社の連絡するとともに、当社の指示に従ふものとします。

第25条(事故発生時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
（1）直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

（2）前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社が指定する工場で行うこと。

（3）事故に關し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

（4）事故に關し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2 借受人又は運転者は、前項の指示に従い、自らその責任において「事故処理」及び「解決」をするものとします。
3 当社は、借受人又は運転者のための事故処理について、助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第26条(盗難発生時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

（1）直ちに最寄りの警察に通報すること。
（2）レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
（3）レンタカーの自動車登録番号や標記又は車両番号を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改裝する等その形状を変更すること。
（4）盗難、その他の被害に關し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第27条(使用不能による貸渡契約の終了) 使用中において、故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約が終了するものとします。

2 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修繕等に要する費用を負担するものと、当社が受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3 故障等の発生に前記及び上記に類による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人又は当社が代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。

4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けたいときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当方が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5 貸渡料等が借受人、運転者及び当社のいずれの責に帰せらるる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから返還の約款の終了までの期間に対応する貸渡料を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第28条(賠償及び営業補償) 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、第36条第1項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーをその損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合及び天災発生などの不可抗力の場合を除きます。

2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社からのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金を定めることにより損害を賠償し、又は営業補償等により、借受人又は運転者はそれを支払ふものとします。

第29条(保険及び補償) 借受人又は運転者が前条第1項で賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

（1）対人賠償 1 名につき 無制限
（2）対物賠償 1 事故につき 無制限（免責金額 5 万円）
（3）車両賠償 1 事故につき 時価額（免責金額 5 万円）
（4）人身賠償補償 1 名につき 程度より 3,000 万円程度（乗車定員まで）
（5）賠償約款又は借債側の免責事項に該当する場合には、第1項で定める保険金又は補償金は支払われません。
3 保険金又は補償金が支払われない損害及び請求1 万円の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者はの負担とします。ただし、盗難損失に対するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき盗難損失と指定された災害（以下「盗難災害」といいます。）による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該盗難災害に指定された地域において滅失し、且損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るものである場合には、その損害の発生につき借

受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。

4 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

5 第1項に定める損害賠償契約の保険料相当額は貸渡料金に含まず。

第8章 貸渡契約の解除

第30条(貸渡契約の解除) 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、報告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第31条(同意解除) 借受人は、使用中であっても、当社が同意を得て予め定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払ふものとします。
解約手数料＝〔貸渡契約期間に対応する基本料金〕×（貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金）×50%

第9章 個人情報

第32条(個人情報の利用目的) 当社が借受人又は運転者の個人情報を得取得し、利用する目的は次のとおりです。
（1）道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業目的の案件として義務付けられている事項を遂行するため。
（2）借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車等の紹介や当社が取り扱っている商品の紹介及びこれに関するサービスの提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝・販路開拓の送付、eメールの送附等の方法により案内するため。
（3）貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
（4）当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
（5）個人情報情報を統計的に集計・分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
6 当1項各号に於いては、目的の借受又は貸還者の個人情報の保護に関する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条(個人情報の提供) 当社は業務を第三者に業務委託する場合に、個人情報の保護措置を講じた上で、借受人又は運転者の個人情報の提供を当該業務委託に預託します。

第34条(個人情報の開示等同意窓口) 個人情報（但し、個人情報の保護に関する法に規定する「保有個人情報」に限定する）の開示、訂正、削除について借受人又は運転者のお問合せ及び利用停止、その他ご意見を申し出ますにしましては、以下の窓口までお願いいたします。

北央三菱自動車販売株式会社
千歳市長部 9 6 3 番地 4 〒066-0077
TEL 0123-26-2288 内 Fax 0123-22-4644
URLwww.hokuhoku.com

第10章 雑 則

第36条(代理貸渡し) 当社は、申込者の希望どおりの車種クラス、車名又は型式型別レンタカーを貸し渡すことができない場合（申込みを受けた営業所に当該レンタカーが配置されていない場合を含む。）においては、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限ひ、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に対して貸し渡すことができるものとします。（これを「代理貸渡し」といいます。）事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款によるが当該レンタカーを提供した事業者の貸渡条件を適用するものと利用者が同意するときは自社の約款を適用するものであること。

（2）貸渡証は第3項で定めるところによる別添の書類のものであること。

7 貸渡したレンタカー事業者の貸渡約款が添付されていないものであること。

2 代理貸渡しを行う場合には、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡条件を適用するものとします。
3 代理貸渡しを行う場合、基本通達に定める貸渡証は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡し用明細書の貸渡証によるものとします。

4 代理貸渡しをした場合において、「当該貸渡しをした車両について、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社が所有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続きに協力するほか、借受人又は運転者の権利を保護するための措置をとるものとします。

第37条(租 税) 当社は、この約款に基づき借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務とすると相殺することができるものとします。

第38条(消費税) 借受人又は運転者は、この約款に基づき取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に負担して支払うものとします。

第39条(盗難被害賠償) 借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年14.68％の割合により遅延損害金を支払ふものとします。

第40条(邦文約款の優先適用) 当社が外国語約款を定めた場合、邦文約款と外国語約款の用語又は文句に相違があるときは、邦文約款を優先適用するものとします。

第41条(編 則) 当社は、この約款の編則を別に定めることができるとし、その編則とこの約款と同等の効力を有するものとします。

附 則

本約款は、令和1年10月1日から施行します。
この約款は予告なく変更する事がります。その場合は速やかに当社ホームページで告知します。

北央三菱自動車販売株式会社